

お知らせ

臨時(パート)職員を募集

勤務場所 町立中央公民館
勤務内容 公民館受付事務、管理、講座補助など
募集人員 若干名
勤務期間 十月十五日～三月三十一日
勤務時間 月曜日～金曜日
午後五時～午後九時四十五分
土曜日・日曜日・祝日
午前八時半～午後五時
午後五時～午後九時四十五分
ローテーション勤務(月十二日程度)

賃金 七百二十円(時間給)
応募資格 年齢六十三歳(平成十七年九月一日現在)までの健康な方

試験 面接試験(後日連絡)提出書類
履歴書(市販のもの・写真添付)
申込期限 九月三十日(金)
申し込み・問い合わせ先
社会教育課公民館係

☎(48)1111(内260)

十月一日～七日は「公証週間」です

公証人・公証役場をご存知ですか。愛知県内には、十一カ所に公証役場があり、永く裁判官や検察官など

を勤めた二十六人の公証人が、公正証書を作成し、会社定款を認証するなどの仕事を行っています。

公正証書は、大切な契約や遺言などで後に紛争が生じないように法律的に慎重に検討して作成されるもので、金銭債権については裁判に訴えなくても差し押さえなどの強制執行力が与えられ、遺言については家庭裁判所の検認手続が必要となるなど強い効力や証明力が与えられています。

公正証書は、公証役場がその原本を一定期間保存するため、契約書類などが紛失したり偽造されるといった心配がありません。

老後の財産管理や介護に備え、遺言や新しく制度化された任意後見契約を十分に活用していただくために、公証役場に、ご相談ください。

相談はいつでも無料で、月曜日から金曜日まで受け付けています。

十月一日から七日までの公証週間の期間中、土曜・日曜日を含めて、午前九時半から午後四時まで名古屋市中東区代官町35・16第一富士ビル三階葵町役場で、「無料公証相談会」を開催しますので利用してください。

問い合わせ先
愛知公証人会事務局
☎052(931)0353

申請書などの作成を他人に依頼するときは注意が必要です

行政書士は、行政書士法に基づき

次の業務を行っています。



官公署に提出する書類、権利義務・事実証明に関する書類(実施調査に基づく図面類を含む)の作成

の書類を官公署に提出する手続きの代理

行政書士が作成することができない書類の契約代理

行政書士会の会員でない者が、他人の依頼を受け報酬を得ての業務を行うことは、行政書士法により禁止され、違反した場合は罰せられることになっています。

官公署に提出する書類の作成を他人に依頼するときは、以上のことに注意してください。

問い合わせ先

愛知県総務部総務課
☎052(961)2111

愛知県行政書士会

☎052(931)4068

聞こえやことばの心配な乳幼児を育てている保護者の方へ

「音に反応しない」「名前を呼んでも振り向かない」「一歳を過ぎてもことばが出ない」「このような子どもを育てて、一人で悩んでいる保護者の方は、愛知県立一宮聾学校の教育相談・乳幼児教室にご相談ください。

聞こえやことばは三歳までに発達し、その時期を逃すと、言語や社会性などの発達に大きな支障をもたらします。

聞こえやことばが未発達な子どもに対する教育は、早ければ早いほど効果が上がります。少しでも子どもの聞こえやことばに不安を抱かれたら、ためらわずにご相談ください。

教育相談

悩みや子育てへのアドバイス、聞こえに関する簡単な検査を行います。

乳幼児教室

聞こえやことばに障害のある子どもと保護者を対象にした個別指導を行います。(個別指導を毎週一回、二歳児は、週一回の集団指導も行っています。)

相談、検査、指導料は無料です。申し込みは、電話がファックスで予約をしてください。

問い合わせ先

愛知県立一宮聾学校教育相談

一宮市大和町荻安賀字上西之杖30

☎0586(45)6000

FAX0586(43)4462